

副 本

平成24年(東)第2639号 和解仲介手続申立事件

申立人 [REDACTED] ほか155名

被申立人 東京電力株式会社

平成24年(東)第2897号 和解仲介手続申立事件

申立人 [REDACTED] ほか26名

被申立人 東京電力株式会社

平成24年(東)第4203号 和解仲介手続申立事件

申立人 [REDACTED] ほか4名

被申立人 東京電力株式会社

## 回 答 書

(長泥地区における慰謝料増額について)

平成26年2月7日

原子力損害賠償紛争解決センター

仲介委員 安藤 武久 先生

同 丸山 裕司 先生

同 中野 剛史 先生

被申立人代理人弁護士

(連絡担当) 同

標記の件につきましては、平成25年5月24日付け「和解方針に関する連絡書」(以下「本件連絡書」といいます。)の第1において、中間指針第3の6(指針)I)に規定する精神的苦痛に対する慰謝料を、「子供・妊婦以外の者で1人50万円」、「子供又は妊婦については1人100万円」増額することが相当であるとの考え方が示され、その後、かかる考え方に基づいて実際の和解案の提示がなされている状況にあります。

被申立人としては、これまでも主張してきたとおり、本件連絡書において示されている慰謝料の増額の考え方については、以下で述べる諸点を踏まえ、科学的合理性の見地等から相当ではないと考えており、応諾することができないものといわざるを得

ません。

ア 本件事故発生当時を含め、放射線被ばくが人の健康に及ぼす影響については国際的な合意が存在し、低線量被ばくについては健康影響の関係は明らかではなく、そのリスクの程度は喫煙や肥満、野菜不足によるリスクよりも低いものと考えられている。

その内容は、政府の要請に基づき放射性物質汚染対策顧問会議の下に設置された「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」の場において、それまでにおける国内外の放射線被ばくと健康影響に関する科学的知見の整理が行われ、その結果を取りまとめた報告書（以下「WG報告書」という。乙2）で取りまとめられているとおりである。

すなわち、放射線による発がんのリスクは、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、放射線リスクの明らかな増加を証明することは難しいとされており（乙2の4頁）、年間20ミリシーベルト被ばくとした場合の健康リスクは、喫煙、肥満、野菜不足などの他の発がん要因によるリスクと比べても低いとされている（同9～10頁）。また国際放射線防護委員会（ICRP、以下「ICRP」という。）は、100ミリシーベルトを被ばくすると、生涯のがん死亡リスクが約0.5%増加すると推計されるが、このような放射線による発がんリスクは、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響で隠れてしまうほど小さいため、リスクの明らかな増加を証明することは難しく、また疫学調査以外の科学的手法でも、同様に発がんリスクの解明が試みられたが、現時点では、人のリスクを明らかにするには至っていないと評価している。

本件連絡書の考え方は、国際的にも合意された健康影響に関する科学的知見に立脚しない点で相当ではなく、申立人らの主張においてもこれらを覆すような説明はなされていない。

イ 文部科学省が福島県内の学校等の校舎・校庭等の利用判断の暫定的な目安について、原子力安全委員会の意見も踏まえて、年間上限20ミリシーベルトを目安としたこと、あるいは政府において現在、見直しが進められている避難指示等の区域見直しの考え方が、ICRPが、その2007年勧告も踏まえて、平成23年3月21日に改めて「今回のような非常事態が収束した後の一般公衆における参考レベル（※1）として、1～20ミリシーベルト/年の範囲で考えることも可能」とする内容の声明を公表していることを受けてのものであるように、我が国の政府の取扱いにおいても、WG報告書にあるような科学的知見に基づき、また、国際的な専門機関であるICRPの見解も踏まえた判断がなされている。

ウ 本事案において、申立人らが具体的にどの程度の被ばくを受けていたのかは、滞在期間や屋外にいた時間等によって異なると考えられ、この点の具体的な立証はな

いが、現実には、申立人らの被ばく量は年間20ミリシーベルトを大きく下回ると考えられる。

すなわち、外部被ばくについては、福島県が実施している「県民健康管理調査」の先行調査地域（川俣町（山木屋地区）、浪江町、飯舘村）の住民のうち、1589名（放射線業務従事者を除く。）の事故後4ヶ月間の累積外部被ばく線量を実際の行動記録に基づき推計したところ、1ミリシーベルト未満が998名（62.8%）、5ミリシーベルト未満が累計で1547名（97.4%）、10ミリシーベルト未満が累計で1585名（99.7%）、10ミリシーベルト超は4名で、最大は14.5ミリシーベルト（1名）となっている（乙2の14頁）。

内部被ばくについては、福島県が行っているホールボディカウンタによる測定では、福島県の飯舘村の方々の預託実効線量は、1748人中1747人が1ミリシーベルト未満、残りの1名が1ミリシーベルト以上2ミリシーベルト未満となっている（乙7の1、乙7の2の7頁）。

このように飯舘村長泥地区に滞在をしていた申立人らが受けた被ばくの程度は、年間20ミリシーベルトを大きく下回っていると考えるのが相当である。

エ また申立人らの多くは、平成23年8月25日に開催された専門家による説明会に参加されていたか、参加をされていなくともその説明を間接的に聞き及んでいたものであったところ、かかる専門家の説明の内容は既に述べた科学的知見に基づくものであった。また、飯舘村長泥地区の線量の状況については、平成23年3月下旬の時点では、村に掲示されており（口頭審理の結果）、住民の方々への情報提供が行われていた。これらの事情からすると、申立人らの多くは、専門家による科学的知見の説明に基づき、予想される低線量被ばくが健康リスクを伴うものでないとの認識の下で生活をしていたと考えるのが相当であり、客観的にも主観的にも、将来を含め、科学的根拠に基づく放射線被ばくへのことさらの恐怖や不安を抱かざるを得ない状況にあったとまではいうことができない。

オ 平成23年4月22日に計画的避難区域の指定がなされたが、この政府指示は、それまでの滞在が直ちに健康に影響があるということの意味するものではなく、事故後1年の積算線量を考慮して将来に向けて計画的な避難の対象としてなされたものであり、計画的な避難までの間の滞在について健康に影響があるとの認定・判断がなされていることを何ら意味しない。

カ 飯舘村の住民であった申立人らには「避難が遅れた」という個別・特殊事情があるとの見方が貴パネルからも示されているが、前述の科学的知見と、このような知見に基づき1年間の積算線量を考慮の上で出された指示であることから、「1ヶ月以内には避難を完了する」とされた計画的避難区域の特性にかんがみれば、本件の計画的避難区域の指定が「遅れた」などという評価を軽々に下すことは相当ではなく、また、そのような事項について、指定の主体である国が当事者となっていない

本手続で取り扱うことが、本来、相当かどうか議論の余地は多いにあると考える。  
キ 申立人らは最終的な避難時期が平成23年4月以降となったことから、その間の低線量被ばくについて不安を覚えると主張しているが、このような不安感は漠然としたものであり、以上の科学的知見および実際のデータからすると、本件連絡書の考え方で示された慰謝料の増額を基礎付ける程度の具体的な権利侵害が招来されたとまでは評価できない。

ク なお、被申立人は、直接請求の手続において、申立人らを含む飯館村長泥地区に居住されていた方々に対して、平成23年3月以降、計画的避難区域に指定されて避難に至る前も含めて月額10万円を基礎とした金額をお支払いしており、計画的避難区域に指定された同地区の実情も踏まえた対応をしていると認識している。

以上を踏まえれば、本件連絡書の第1において示された考え方に基づく慰謝料の増額については本来受諾することができないといわざるを得ませんが、他方で、本件は平成24年7月13日の申立てから1年半以上の期間が経過しており、また本集団申立事件に係る紛争を、貴パネルのご助力を得て和解により解決することは被申立人としても重要であると認識している中、慰謝料増額部分の一点を理由に、他の損害項目も対象となる和解の成立の妨げとなることを望むものではありません。

そこで、被申立人は、本件連絡書に示された貴パネルのご判断が「旧警戒区域と同程度の放射線量と同程度であった」長泥地区（飯館村内において唯一その後「帰還困難区域」に指定されている行政区です。）の特別かつ固有の事情に着目するものであることを考慮し、専ら本件を迅速かつ円滑に解決するという観点から、各世帯について示された和解案のうちの慰謝料の増額に関する部分については、本申立て限りの解決金的性格を有するものとの理解に基づき、その支払いを受諾いたします。

以上の次第であり、被申立人としては、本件連絡書第1に基づく和解案について、和解金の支払いには応じますが、その考え方自体については受け入れられないことを合わせて申し添えるものです。

以上